

# 沖縄県肥料価格高騰緊急対策事業補助金実施要領

令和4年10月21日制定

令和5年3月17日一部改正

## 第1 事業の趣旨

本県における農業は、肉用牛やキク、ゴーヤー、マンゴーなどの拠点産地化によるおきなわブランドの推進、離島及び農村地域経済を支えるさとうきび、葉たばこの生産振興等、県内各地域で多様な農畜産物の生産が展開されている。

一方、新型コロナウイルス感染症の長期化や原油価格・物価高騰により、県内農業者において大きな経営的打撃を受けたことから、本事業において、県内農業者が肥料購入費として負担する経費に対して補助事業者が補助する場合に要する経費を支援することで県内農業者の安定経営を図る。

本事業の実施に関しては、沖縄県肥料価格高騰緊急対策事業交付要綱に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

## 第2 事業の概要

沖縄県肥料価格高騰緊急対策事業補助金交付要綱別表の経費の欄の各事業の概要は別紙に掲げるとおりとする。

## 第3 事業の実施主体

- 1 事業実施主体は、農業協同組合、農事組合法人、農地所有適格法人、特定農業団体、その他農業者の組織する団体、民間事業者、公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人、一般財団法人、特定非営利活動法人等とし、沖縄県肥料価格高騰緊急対策事業補助金交付要綱別表1肥料価格高騰対策事業の実施にあたっては、県内農業者（以下「参加農業者」という。）を参加させ、かつ参加農業者は5名以上とする。
- 2 事業実施主体の構成員等が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう）でないものとする。

## 第4 事業実施の手続き

### 1 事業実施計画の提出手続き

- (1) 事業実施主体は、様式第1号、様式第1-1号、様式第1-2号及び様式第2号により、承認申請書及び事業実施計画書を作成し、知事に提出し、承認を受けなければならない。

なお、事業実施主体は、参加農業者（肥料価格高騰緊急対策事業に取り組む意思のある県内農業者をいう。以下同じ。）に対し、様式第2号を提出させるものとする。

なお、事業実施主体（参加農業者含む）は、肥料価格高騰緊急対策事業の補助金申請に当たって、次の事項を誓約するものとする。

#### (ア) 肥料価格高騰緊急対策事業の補助金申請に関する誓約事項

- a 本事業に関する報告や立入調査について、知事から求められた場合に応じること。
- b 補助金申請書等の関係書類が確認できる肥料の購入伝票等の証拠書類について、補助金申請を行った年度の翌年度から5年間保管し、事業実施主体や知事からの求めがあつ

た場合には提出すること。

- c 以下の場合には、補助金を返還すること、又は交付されないことに異存がないこと。
    - (a) 補助金申請書、実施計画書及びその他の提出書類において虚偽の内容を申請したことが判明した場合
    - (b) 正当な理由がなく、実施計画書に記載した取組を実施していないことが判明した場合
    - (c) 実施計画書に記載した取組を実施したことを証明する書類が保存されていないこと、その他補助要件を満たす取組が行われていないことが判明した場合
- (2) 事業実施計画の重要な変更については、(1)に準じて行うものとする。

## 2 事業実施計画の変更

1の(2)の「事業実施計画の重要な変更」とは、次の(1)から(3)までに掲げるものとする。

- (1) 事業の中止又は廃止
- (2) 事業実施主体の変更
- (3) 事業費の20パーセントを超える増減

## 3 事業実績の報告

事業実績報告は、沖縄県肥料価格高騰緊急対策事業補助金交付要綱第10条に定める実績報告書をもって代えることができる。

## 第5 反社会勢力の排除

県は、事業実施主体及びその構成員が以下の各号に該当する者であることが判明した場合には、何らの催促を要せず、事業を中止し、補助金の交付決定の取消又は補助金の返還を求めることができる、

- (1) 暴力団
- (2) 暴力団員
- (3) 暴力団でなくなった時から5年を経過しない者
- (4) 暴力団準構成員
- (5) 暴力団関係企業
- (6) 総会屋等
- (7) 社会運動等標ぼうゴロ
- (8) 特殊知能暴力団
- (9) その他前号に準ずる者

### 附則

この要領は、令和4年10月21日から施行する。

### 附則

この要領は、令和5年3月17日から施行する。

## 別紙（実施要領第2の関係）

### 事業の概要

#### 1 肥料価格高騰緊急対策事業

(1) 参加農業者（本事業に取り組む県内農業者をいう。以下同じ。）の要件

自ら使用するために、肥料の品質の確保等に関する法律で登録または届出されている肥料の購入（令和4年6月～令和5年3月）を行っていること。

(2) 補助金額の算定方法

1) 参加農業者ごとの補助金額の算定は以下のとおり行うものとする。

補助金額＝（当年の肥料（税抜）－前年の肥料費（税抜））×0.15

※前年の肥料費（税抜）＝当年の肥料費（税抜）÷価格上昇率÷0.9

2) 当年の肥料費とは、令和4年6月から令和5年3月までの間に適用された価格で参加農業者に販売された又は販売されることが確実と見込まれるものであって、当該農業者が自ら使用する肥料の代金をいう。

3) 価格上昇率は、農林水産省が別途農産局長が定める数値（肥料価格高騰対策事業実施要領（令和3年12月20日付け3農産第2156号）別記3第2の2の（3）に基づく）の値とする。

#### 2 肥料価格高騰緊急対策事業の付帯事務費

1の支援について適切かつ円滑な実施に資するため、事業実施主体が行う事業に対して支援する。

(1) 補助金額

推進事務を実施する事業実施主体に対する交付額は、定額とする。

(2) 事業の対象となる経費

事業を実施するために必要な振込手数料